

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



— 第6回通常総会報告 —

— 渋谷税務署人事異動報告 —

2018.8・9
No. **554**
平成30年

第6回通常総会報告(事業報告、決算)	3
渋谷税務署人事異動報告	8
税務コーナー	10
事業ア・ラ・カルト	12
都税コーナー	14

法人会掲示板 8・9月

一般会員参加可能行事

地域行事

8月・9月・(10月)実施する主な事業

- 8月26日 氷川神社 ちゃんこ鍋の会(第1ブロック)
- 8月29日 会員増強合同会議
- 9月4日 広報委員会
- 9月4日 渋谷駅前清掃(青年部会)
- 9月10日 理事会
- 9月7日 経理実務講座 <第1日>
- 9月14日 経理実務講座 <第2日>
- 9月15日 鳩森小学校 租税教室(青年部会)
- 9月21日 経理実務講座 <第3日>
- 9月18日 経理実務講座 <第4日>
- 10月2日 渋谷駅前清掃(青年部会)
- 10月5日 経理実務講座 <第5日>
- 10月7日 ビール坂祭り(第1ブロック)
- 10月7日 千駄ヶ谷まつり(第10ブロック)
- 10月11日 法人会全国大会
- 10月12日 経理実務講座 <第6日>
- 10月13日 はあとびあ祭り(第11ブロック)
- 10月16日 特養ホーム慰問【けやきの苑西原】
- 10月19日 「利益管理」と「資金管理」セミナー
- 10月29日 副都心線サミット(女性部会)

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

生活習慣病健診センターのご案内

毎年、黄色い封書で6月、11月の数日間期間限定でご案内差し上げております、一般財団法人全日本労働福祉協会共催の生活習慣病健診を**期間外でも品川区旗の台の健診センター**で受診可能です。(会員料金も適用、協会けんぽ被保険者の方の補助適用：年度内1回限り)

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

- 日時 平成30年8月9日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成30年9月21日(金)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室
- 日時 平成30年10月25日(木)
午後1時30分～4時
場所 渋谷税務署 7F 大会議室

該当の会社は是非ご出席下さい。

但し、**予約制**ですので、詳しい内容、実施日、料金、受付時間、お申込方法等は、必ずお電話にて下記までお問合せ下さい。

<お申込み・お問合せ先>

地域健診課 大田区大森北1-18-18

TEL 03-5767-1714

お問合せ等電話受付時間 月～金

9:00～12:00 13:00～17:00

<健診センター> 品川区旗の台6-16-11

<実施コース>

- 総合喀痰コース ● Aコース
- 総合コース ● Sコース

<オプション検査>

(オプションのみの受付けはできません)

- 頸動脈超音波検査
- 前立腺腫瘍マーカー検査
- 女性健診
- C型肝炎
- Lox-index(脳梗塞・心筋梗塞の発症リスク検査)
- アミノインデックス(血液中のアミノ酸濃度からガンである可能性を評価)
- ABC検診(胃がんリスク検査)
- CYFRA(肺がん腫瘍マーカー検査)

“今日、そこに いくらかの不満があっても ……
明日の幸せは あなたのもの ウェストというアカデミックなお店は
そんなあなたを お待ちするためにあるのです”

少人数から60名様のご宴会・各種パーティー等
ご予算に応じ承ります。
又お勤め帰りに欧風居酒屋
としてもお気軽にご利用
下さいませ。

営業時間
午前11:00～午後11:00
(日・祭日はご予約のみ営業)

欧風家庭料理の店

Café Restaurant
West ウェスト

渋谷区渋谷1-10-7 グローリア宮益坂Ⅲ1F
渋谷宮益坂(渋谷郵便局近く)

☎03-3400-0428

公益社団法人
渋谷法人会

第6回通常総会



全議案原案通り承認可決 第6回通常総会終了

去る6月13日(水)午後4時より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて第6回通常総会を開催しました。

当日は来賓に渋谷税務署長笠原瑞弘様他33名のご出席をいただき、並びに会員208名の出席を得て開催し、提出された諸議案は全て、原案通り承認可決されました。

平成29年度の事業では、会員の自己研鑽を支援する為、全事業において研修内容の充実、研修参加人数の増大に努め、加えて公益社団法人として会員のみならず一般にも対象を広げて実施しました。

組織の拡充強化の為、本年も10月、11月、12月の3ヶ月間を会員増強月間として、ブロック・支部、保険受託会社の協力を得て実施いたしましたが、多くの企業にとって景気回復など全く実感できない状況もあって、29年度も減少となりました。

平成30年度の事業計画では、納税思想の高揚、会員の質的向上、地域社会への貢献を柱とし、更に公益社団法人に相応しい、幅広い会活動を重点施策とし、積極的に推進することを主軸とした事業計画を平成30年度予算と併せて総会においてご報告しました。

正しい税知識を学ぼう

平成29年度事業報告

<概 況>

平成29年度は「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の高揚、会員の研鑽、社会への貢献を図り、公益法人の使命を達成するため組織的に事業活動を展開しました。

日本経済は、米国トランプ政権発足や北朝鮮情勢の緊迫化、都議選での自民党の敗北から一転し、衆議院議員選挙では自民党が大勝するなど、政局が大きく揺れ動く中、景気指標では海外経済の堅調もあり、企業と個人の所得改善が消費と投資の増加を支え「いざなぎ景気」を上回るなど、その安定が際立つ展開でした。しかし中小企業を取り巻く経営環境は、相変わらず軟調に推移し、なかなか好景気の実感がありません。

税制面では、地域活性化及び雇用確保のため法人会が提言した、中小企業の事業承継税制の創設・拡充が実現されることに明るさが見えました。

そのような中、当会は公益社団法人として地域の企業に向けた、「税」と「経営」に関する事業と「地域社会貢献」を3本の柱とし、公益目的事業の推進と会員のための共益親睦事業もバランスよく積極的に取り組みました。

さらに、当会の趣旨に賛同し支えていただいている会員に対するサービス、交流の充実も図りました。

青年部会は、主軸の事業に定着した「租税教室」を区内2校の小学校で開催し、未来を担う子供達に税の大切さを伝えることができ、女性部会では第7回「税に関する絵はがきコンクール」を実施し、渋谷税務署において表彰式を開催し、優秀作品には賞状と記念品を贈呈しました。

社会貢献委員会では、オペラ歌手の方々と共に特養ホーム「あやめの苑代々木」「美竹の丘・しぶや」を慰問。「けやきの苑西原」には民謡と日本舞踊で楽しいひとときを過ごしていただきました。

会運営に当たっては、本部役員や部会役員、各ブロックの役員そして多くの会員がその役割と責任においてボランティア精神で積極的な事業活動への参加をいただき、公益の増進の担い手として、公益目的事業を積極的に実施し、地域社会に貢献することができました。



柳田会長挨拶



来賓祝辞
渋谷税務署長
笠原瑞弘氏

<組織の状況>【平成30年3月31日現在】

会 員 数 6,105社

理事・監事数 理事64名、監事2名

ブ ロ ッ ク 数 11ブロック

部 会 数 (青年部会、女性部会、源泉研究部会) 3部会



来賓祝辞
東京都渋谷都税事務長
原島幸男氏



来賓祝辞
渋谷区長
長谷部健氏



来賓祝辞
友誼団体代表 東京税理士会渋谷支部長
早田仁憲氏



乾杯
宇野澤顧問



中締め
五月女相談役

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,979,515	25,267,810	△ 288,295
現 金	1,167,595	821,273	346,322
当座預金	1,384,327	1,414,620	△ 30,293
普通預金	18,218,793	21,891,768	△ 3,672,975
郵便貯金	4,208,800	1,140,149	3,068,651
未収会費	1,928,700	2,196,000	△ 267,300
【流動資産合計】	26,908,215	27,463,810	△ 555,595
2. 固定資産			
(1)基本財産			
土地	6,037,281	6,037,281	0
定期預金	490,868,837	500,868,837	△ 10,000,000
普通預金	25,923,018	25,923,016	2
投資有価証券	50,000,000	50,000,000	0
【基本財産合計】	572,829,136	582,829,134	△ 9,999,998
(2)特定資産			
退職給付引当資産	22,106,551	22,104,340	2,211
社会貢献引当資産	851,375	851,367	8
周年行事引当資産	4,005,408	4,005,008	400
【特定資産合計】	26,963,334	26,960,715	2,619
(3)その他固定資産			
建物	60,075,996	62,906,802	△ 2,830,806
建物付属設備	578,762	674,547	△ 95,785
車両運搬具	1	5	△ 4
什器備品	518,176	617,627	△ 99,451
電話加入権	430,400	430,400	0
【その他固定資産合計】	61,603,335	64,629,381	△ 3,026,046
【固定資産合計】	661,395,805	674,419,230	△ 13,023,425
【資産合計】	688,304,020	701,883,040	△ 13,579,020
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	205,200	140,400	64,800
前受金	255,000	205,000	50,000
預り金	453,552	457,962	△ 4,410
【流動負債合計】	913,752	803,362	110,390
2. 固定負債			
退職給付引当金	30,908,970	28,726,410	2,182,560
【固定負債合計】	30,908,970	28,726,410	2,182,560
【負債合計】	31,822,722	29,529,772	2,292,950
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
(1)その他一般正味財産	656,481,298	672,353,268	△ 15,871,970
【一般正味財産合計】	656,481,298	672,353,268	△ 15,871,970
(うち基本財産への充当額)	(572,829,136)	(582,829,134)	(△ 9,999,998)
(うち特定資産への充当額)	(4,856,783)	(4,856,375)	(408)
【正味財産合計】	656,481,298	672,353,268	△ 15,871,970
【負債及び正味財産合計】	688,304,020	701,883,040	△ 13,579,020

e-Taxを利用しよう

正味財産増減計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減	科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部				接 待 費 除 外	7,145,558	7,197,135	
1. 経常増減の部				委 託 費	1,067,319	1,088,418	△21,099
(1) 経常収益				新 聞 図 書 費	370,026	490,782	△120,756
基本財産運用益	161,785	433,762	△271,977	支 払 手 数 料	2,499,096	2,532,458	△33,362
基本財産受取利息	161,785	433,762	△271,977	管 理 費	16,985,179	17,520,781	△535,602
特定資産運用益	2,619	5,835	△3,216	役 員 報 酬	2,112,000	2,112,000	0
特定資産受取利息	2,619	5,835	△3,216	給 料 手 当	4,444,600	4,423,136	21,464
受取会費	41,800,000	42,545,800	△745,800	退職共済制度掛金	175,200	175,200	0
一般会費受取会費	41,800,000	42,545,800	△745,800	退職給付費用	436,512	439,002	△2,490
事業収益	3,268,325	3,691,752	△423,427	福 利 厚 生 費	6,000	6,000	0
簡易保険取扱収益	400,005	685,442	△285,437	法 定 福 利 費	967,936	971,225	△3,289
講習会会費収益	372,800	361,000	11,800	旅 費 交 通 費	237,359	235,120	2,239
福利厚生事業収益	1,735,320	1,809,990	△74,670	通 信 運 搬 費	240,631	251,320	△10,689
広 告 収 益	527,440	640,640	△113,200	減 価 償 却 費	605,209	607,616	△2,407
貸 館 業 収 益	232,760	194,680	38,080	消 耗 什 器 備 品 費	34,276	183,457	△149,181
受取補助金	29,391,844	27,890,207	1,501,637	消 耗 品 費	128,980	127,792	1,188
全法連受取助成金	27,790,100	26,040,460	1,749,640	リ ー ス 料	144,340	134,466	9,874
東法連受取助成金	1,601,744	1,849,747	△248,003	修 繕 費	734,400	0	734,400
受取負担金	5,310,000	5,856,000	△546,000	印 刷 製 本 費	446,835	350,310	96,525
総会・賛助受取負担金	4,070,000	3,870,000	200,000	広 告 宣 伝 費	144,600	221,600	△77,000
会員交流事業負担金	1,240,000	1,986,000	△746,000	車 輛 管 理 費	6,372	30,079	△23,707
雑収益	584,734	604,118	△19,384	光 熱 水 道 費	188,293	186,007	2,286
受 取 利 息	214	193	21	事 務 所 管 理 費	475,951	383,786	92,165
雑 収 益	584,520	603,925	△19,405	保 険 料	164,526	160,886	3,640
【経常収益計】	80,519,307	81,027,474	△508,167	表 彰 費	310,046	227,464	82,582
(2) 経常費用				会 場 費	76,464	67,316	9,148
事業費	79,406,098	76,014,054	3,392,044	租 税 公 課	549,680	564,214	△14,534
役 員 報 酬	8,448,000	8,448,000	0	諸 会 費	406,660	406,660	0
給 料 手 当	17,778,400	17,692,544	85,856	支 払 負 担 金	1,138,000	654,000	484,000
退職共済制度掛金	700,800	700,800	0	会 議 費	1,693,427	3,035,917	△1,342,490
退職給付費用	1,746,048	1,756,008	△9,960	接 待 費 該 当	1,262,057	1,398,627	
福 利 厚 生 費	24,000	24,000	0	接 待 費 除 外	431,370	1,637,290	
法 定 福 利 費	3,871,745	3,884,903	△13,158	渉 外 慶 弔 費	248,164	503,173	△255,009
旅 費 交 通 費	2,901,035	2,452,982	448,053	委 託 費	142,944	142,296	648
通 信 運 搬 費	6,106,271	5,511,595	594,676	新 聞 図 書 費	25,904	25,904	0
減 価 償 却 費	2,420,837	2,630,464	△209,627	支 払 手 数 料	352,973	355,935	△2,962
消耗什器備品費	137,103	733,829	△596,726	雑 費	12,697	5,500	7,197
消 耗 品 費	1,830,651	1,724,010	106,641	貸 倒 損 失	334,200	533,400	△199,200
リ ー ス 料	577,359	537,865	39,494	【経常費用計】	96,391,277	93,534,835	2,856,442
修 繕 費	2,937,600	0	2,937,600	評価損益等調整前当期経常増減額	△15,871,970	△12,507,361	△3,364,609
印 刷 製 本 費	7,725,918	6,881,898	844,020	評価損益等計			
広 告 宣 伝 費	17,820	0	17,820	当期経常増減額	△15,871,970	△12,507,361	△3,364,609
車 輛 管 理 費	25,486	120,312	△94,826	2. 経常外増減の部			
光 熱 水 道 費	753,170	744,025	9,145	(1) 経常外収益			
事 務 所 管 理 費	1,903,806	1,535,140	368,666	経常外収益計	0	0	0
保 険 料	661,006	645,845	15,161	(2) 経常外費用			
表 彰 費	192,259	180,120	12,139	過年度修正損		12,000	△12,000
諸 謝 金	1,786,826	2,495,781	△708,955	経常外費用計		12,000	△12,000
会 場 費	1,745,004	2,135,811	△390,807	当期経常外増減額		△12,000	12,000
租 税 公 課	2,198,720	2,256,855	△58,135	【当期一般正味財産増減額】	△15,871,970	△12,519,361	△3,352,609
支 払 負 担 金	903,022	746,538	156,484	【一般正味財産期首残高】	672,353,268	684,872,629	△12,519,361
会 議 費	8,076,771	8,063,071	13,700	【一般正味財産期末残高】	656,481,298	672,353,268	△15,871,970
接 待 費 該 当	931,213	865,936		Ⅲ 正味財産期末残高	656,481,298	672,353,268	△15,871,970

この社会あなたの税がいきている

第6回総会に先立ち講演会を開催 ―激動する朝鮮半島と日本―

今回も昨年同様、通常総会の開催に先立ち、記念講演会を開催した。

朝日新聞元特派員でジャーナリストの前川 恵司（まえかわ けいじ）氏を講師にお招きし、『激動する朝鮮半島と日本』と題してご講演いただいた。

講演会出席者は、184名。



講師：前川恵司氏



第6回総会講演会

会員増強功労者に団体表彰状、表彰状、感謝状を贈呈

平成29年度の会員増強に活躍をされ、法人会の組織の強化に貢献をされた団体表彰2団体、26名の方々に記念品、賞状を贈呈し、ブロック目標達成の第7ブロックに賞状を贈呈いたしました。



団体表彰：大同生命保険(株)渋谷支社



団体表彰：AIG損害保険(株)



目標達成ブロック表彰・個人表彰：飯島良臣殿



表彰：松本芳枝殿



表彰：伊藤一三殿



表彰：松井美千代殿



感謝状受彰：(代表)安原喜一郎殿

みんなの力で法人会を大きく育てよう

渋谷税務署 異動報告

新署長に

み き のぶひろ
三木 信博 氏

法人担当副署長

みずぬま ひとし
(新任) **水沼 仁志 氏** (法人総括担当)

くまくら としお
(新任) **熊倉 登志夫 氏** (法人調査担当)

平成30年度渋谷税務署人事異動 (敬称略)

渋谷(新)	氏 名	前任(前官職)	渋谷(前)	氏 名	異動先(新官職)
署 長	三 木 信 博	局・徴収部次長	署 長	笠 原 瑞 弘	退 職
法人総括副署長	水 沼 仁 志	練馬東・副署長	法人調査副署長	宮 部 国 輝	局・調一・特調官
法人調査副署長	熊 倉 登志夫	関信局・長野・総務課長	法人総括副署長	堀 隆治郎	札幌局・消費税課長
法人第1統括官	花 田 孝 幸	留 任	法人第1統括官	花 田 孝 幸	留 任
法人第2統括官	野 口 幸 司	局・課税2・主査	法人第2統括官	厚 地 由 仁	川崎北・管運・上席
法人第3統括官	高 盛 弘 美	留 任	法人第3統括官	高 盛 弘 美	留 任
法 人 会 担 当	坂 口 侑美依	渋谷・法人2・調査官	法 人 会 担 当	大 西 公 彦	江戸川北・法人1・連調官
法人審理上席	濱 崎 弘 一	麻布・法人1・上席	法人審理上席		
法人審理上席	藤 田 滋 之	東村山・法人1・上席	法人審理担当	吉 田 麻 美	品川・会計係長
法人審理上席	小 西 毅	横浜南・法人2・上席	法人審理上席	田 中 英 司	麻布・特官付上席

※ 7月10日付けで渋谷税務署の定期人事異動がありました。【法人会と関わりのある方のみ】

退任のごあいさつ

前 渋谷税務署長

笠原 瑞弘 氏



連日の厳しい暑さが続く中、公益社団法人渋谷法人会の会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私ごとで恐縮ですが、この度の定期異動で定年を迎え国税の職場を退職することとなりました。柳田会長をはじめ渋谷法人会の理事、会員の皆様には、昨年夏の渋谷税務署着任時からの1年間、本当にお世話になりました。と同時に、税務行政全般にわたりご理解、ご協力賜りました。心から感謝申し上げます。

渋谷法人会は公益社団法人となり今年で6年目を迎え、税に関する公益活動を中心に、公益認定法人として相応しい公益目的活動を着実に積み上げられてこ

れました。各種税務研修会をはじめ、租税教育に関する活動として区内小学校で開催された「租税教育」や「税に関する絵はがきコンクール」をはじめ、各ブロックを単位に、町内会のお祭りで開催された「税金クイズ」等、また、社会貢献活動としての区内美化活動をはじめ、特養ホームへの慰問、介護問題をテーマとしたエンジェルズセミナーの開催等、地域と一体となった多彩な活動を取り上げれば枚挙に暇がありませんが、これらの諸活動が税務行政の円滑な運営に大きく貢献されていることは言うまでもありません。会員の皆様方のご尽力に対し重ねて御礼申し上げます。今後とも、伝統ある渋谷法人会の歴史の糸を紡ぎながら、より一層の公益事業の活性化、そのための組織の拡大をご期待申し上げますとともに、これからも微力ながらご協力させていただきたいと思っております。

結びに当たりまして、公益社団法人渋谷法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。

電子納税、電子申告を活用しよう

渋谷税務署 新幹部ご紹介

(敬称略)



副署長 熊倉 登志夫

出身：栃木県栃木市
前任：長野署 総務課長
一言：関東信越局長長野署から渋谷署に参りました。
渋谷署勤務という絶好の機会を得られましたので、渋谷区内のいろいろなところを回りたいと思っています。
どうぞよろしくお願いいたします。

署 長 三木 信博

出身：横浜市港北区（最寄駅：東横線菊名）
前任：国税局徴収部次長
一言：渋谷駅周辺は中学と高校時代まで通学路でしたが、最近ほとんど御無沙汰でした。今般、渋谷税務署長を拝命しましたが、駅周辺の変貌には、人の多さもさりながら、驚くばかりです。されど、渋谷区は日本一のスピード感とパワーがみなぎる街です。どのような仕事ができるか、楽しみにしています。

副署長 水沼 仁志

出身：東京都北区
前任：練馬東税務署副署長
一言：渋谷税務署には、平成5年に1年間勤務したことがあります
が、大きく変貌を遂げて常に先端を走り続ける渋谷で頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



法人課税第3部門 審理担当上席国税調査官 小西 毅

出身：東京都町田市
前任：横浜南署 法人課税第2部門
一言：渋谷署の規模の大きさにびっくりしております！源泉研究部会の研修会が、有意義なものとなるよう頑張ります。1年間よろしくお願いいたします。

法人課税第3部門 統括国税調査官 高盛 弘美

出身：長野県南佐久郡小海町
前任：留任（3年目）
一言：渋谷署3年目となりました。今年こそは、渋谷の街のショーウィンドウに飾られているような素敵な服が着られるようにダイエットを試みつつ、渋谷の街の美味しいお店も探検したいと思います。

法人課税第1部門 統括国税調査官 花田 孝幸

出身：広島県安芸郡
前任：留任（3年目）
一言：渋谷署に配属になって2年間、法人会の役員及び会員の皆様には色々とお世話になりました。引き続き法人会の事業には積極的に出席し、更に皆様方との交流を深めて行きたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

法人課税第1部門 審理担当国税調査官 坂口 侑美依

出身：埼玉県さいたま市（旧浦和市）
前任：渋谷税務署法人課税第2部門
一言：渋谷区内をめぐり、更なる魅力を知ってみたいです。また、行事等を通じて渋谷法人会の活動に少しでもお力添えできればと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

来署によるご相談は、 電話予約を！お願いします

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしておりますが、
具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が
難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。



税務署におかけいただいた電話は、 自動音声によりご案内します

税務署に電話

自動音声に従って番号を選択

「1」を選択

電話相談センター

・ 国税に関するご相談

- ① 個人の方の年金・給与・事業などの所得税
- ② 給与や報酬支払・年末調整などの源泉徴収や支払調書
- ③ 譲渡所得・相続税・贈与税・財産評価
- ④ 法人税
- ⑤ 消費税・印紙税
- ⑥ 税務署の開庁時間など・その他の国税

「2」を選択

税務署

・ 面接相談の電話予約

- ・ 税務署からのお尋ねや税金のお支払いに関するお問合せなど



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問
に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

タックスアンサー

検索

携帯電話等で
右のコードを
読み取ると
アクセスできます。



東京国税局・税務署

メールアドレスを登録しよう

都税事務所だより

9月は固定資産税・都市計画税第2期分の納期です (23区内)

6月にお送りした納付書により、10月1日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。

口座振替

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、都税クレジットカードお支払サイト(<https://zei.metro.tokyo.lg.jp>)をご覧ください。



A T M インターネット モバイル バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※ (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください)。

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。

詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

安心 便利 な 口座振替 をご利用ください!

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに次のいずれかの方法でお申込みください。

- 主税局ホームページからダウンロード専用依頼書を印刷し、必要事項をご記入の上郵送してください。
- 預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参の上、金融機関または郵便局の窓口へお申込みください。
- 口座振替依頼書(ハガキ式)に必要事項をご記入の上、ポストに投函してください。

(平成30年11月12日(月)までにお申込みいただくと、12月の第3期分から口座振替をご利用いただけます。)

<口座振替のお問い合わせ先> 主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)

※受付時間は平日9時~17時です。電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税を減免します (23区内)

<耐震化のための建替え>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成32年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

申請期限

新築した年の翌々年の2月末
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

<耐震化のための改修>

減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成32年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。

詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

会員の増加は、会員のメリットに通じる

法人会 事業 アラカルト

広報委員会を開催

去る6月1日(金)午後4時より法人会館において、広報委員会を開催した。

まずしづか法人【No.552】4月・5月号と【No.553】6・7月号の経過報告をし、続いて【No.554】8・9月号の掲載予定内容を検討した。

出席者は渋谷税務署から花田第一統括官。委員の出席は野口委員長他10名。事務局2名。



花田統括官ご挨拶



野口委員長挨拶



広報委員会

平成30年度簿記講習会終了！

渋谷法人会では、4月6日(金)より渋谷法人会館において、平成30年度の初級簿記講習会を開催し、6月1日(金)終了した。

昨年度までは、午後3時から5時の開催だったが、今年度は午後4時より6時までだったが特に申込者数等には変わりが無かった。

受講された方の初級簿記検定合格の声も届いた。講師は、税理士の芝村 礼子氏。受講者は17名。



修了証授与

パソコン研修会を開催

渋谷法人会では、パソコン常設の富士通オープンカレッジ渋谷校において、毎回好評のパソコン研修会を5月22日から7月7日まで、ワードやエクセル等6



パソコン研修

つのコースを開催している。

今回はアクセス入門コース、エクセル入門コース、エクセル活用コース、ワード活用コース、パワーポイント入門コース、iPadコースを開催する。

部会だより

女性部会便り

特養ホームあやめの苑へ

6月5日(火)女性部会は、例年通りタオルを特養ホーム：渋谷区あやめの苑・代々木に名和部会長、松田幹事と事務局1名で届けた。

渋谷法人会女性部会では、要介護者の方々はもとより、介護に携わる方々のお役に立ちたいと考え活動してまいります。



あやめの苑タオル寄贈

使い古しのタオル

等がお手元にありましたら是非お声掛け下さい。

TEL 3461-0758

渋谷法人会事務局 女性部会担当 中村まで

救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、6月26日(火)午後1時より渋谷消防署において、救急救命講習会を開催した。非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、今年度も講習会を2回開催する。

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後目の前に人が倒れている前提で、声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。



2人で組んでの講習

休憩後、AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。

出席者は33名。次回は12月開催予定



説明する藤野部会長



心臓マッサージ

e-Taxを体験してみよう！

平成30年5月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
3	(株)グランドファーマーズ	石川 徹	渋谷1-24-7	3407-9505	飲食業
3	(株)クレバ	小川 芳範	渋谷3-5-16	5452-2064	情報通信業
4	(株)AOA 渋谷支社	山崎晋知可	円山町 5-6	6452-5455	求人広告代理店
4	(株)渋谷リサーチ	渋谷 潤子	道玄坂1-22-10	5784-4740	市場調査
4	(株)共育基盤開発	山原 達希	桜丘町23-17	6823-4384	教育
4		登内 文子	桜丘町24-4	6416-3056	
6	合同会社ナソリ	井浦 恵至	西原3-45-6-202		ITサービス
7	新誠電気(株)	佐々木芳子	笹塚3-37-2	5340-7182	電気工事業
8	アライアンスネクスト(株)	佐藤 知仁	代々木1-25-5	4455-2390	卸売業
11	(株)JBE	村山 正晃	神宮前2-5-4	6804-5462	パーソナルトレーナー
11	(株)日と々と	山本 拓三	神宮前3-4-9	3470-5030	飲食業
11	山陽商事(株)	山田 陽一	神宮前3-7-1	6721-0791	ハンドバックの卸売業
11	サボイ(株)	山田 陽一	神宮前3-7-1	6721-0795	服飾雑貨販売

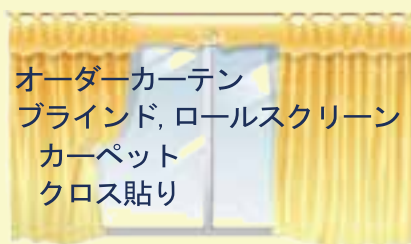
平成30年6月入会の新入会員をご紹介します（順不同／敬称略）

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	Click Holdings(株)	半沢龍之介	東1-1-36	3406-7530	広告業・広告代理業
1	(株)サイファー・コミュニケーション	井澤 聡朗	東3-6-18	5962-7752	映像制作
2	みやしろハイム	宮代 幸枝	恵比寿南3-7-22	3715-9739	
7	テルモヒューマンクリエイト(株)	竹田 敬治	幡ヶ谷2-44-1	3374-8962	労働者派遣事業・有料職業紹介事業
8	(株)フィールド社	菅谷 忠広	本町3-2-10	6300-4570	建設
8	(有)ミナミ防災	松本 拓也	本町4-42-8	6300-4571	消防施設工事業
11	(株)サーキュレーション	久保田雅俊	神宮前3-21-5	6256-0467	人材・コンサルティング

快適なお住居とオフィスの
環境づくりをお手伝します

有限 会社 **小林カーテン**

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-7-4



TEL 03-3400-0582
FAX 03-3400-0568



災害等により甚大な被害を受けた方に対して 都税を減免する制度があります

風水害や地震、火災などで甚大な被害を受けた方に対して、被災の程度等によって税金を軽減または免除する制度があります。

●減免する場合

床上浸水（不動産取得税を除く）、崖崩れ、家屋損壊等の被害のうち、一定程度以上の被災を受けた場合

●減免の対象となる都税

固定資産税・都市計画税（23区内）、不動産取得税、個人事業税 など

※固定資産税・都市計画税、個人事業税については、一度課税された税金のうち、納期限前のものに限られます。

●減免を受けるための手続き

減免を受けるためには、納期限までに、納税者ご本人からの申請が必要です。

被災された方は、区市町村（火災の場合は消防署）で発行する「り災証明書」など、被災の事実を証明する書類を添えて、所管の都税事務所まで申請してください。

また、被災により、都税を一度に納めることができない場合には、一括での納税が猶予され、分割などでご納付いただける納税の猶予の制度もあります。なお、納税の猶予を受ける場合にも、申請が必要となります。

☆詳しくは、渋谷都税事務所 03-5420-1621（代表）までお問い合わせください

都税における納税証明書は、すべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます

課税した事務所等に関わらず、納税証明書はすべての都税事務所・都税支所・支庁で申請できます（自動車税に関する納税証明書（下表項番2、5）は、都税総合事務センター・自動車税事務所でも申請できます。）。下表を参照のうえ、お近くの都税事務所等で申請を行ってください。

なお、申告・納付後1～2週間以内に申請される場合は、

① 領収証書の原本（領収印のあるもの）

② 申告書の控え※（受付印のあるもの）の両方を、

都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）等の窓口までお持ちください。

※②は、法人事業税、地方法人特別税、法人都民税等申告税目の場合に限りです。

（注）都税に関する証明等申請時には、「本人確認書類」の提示が必要です。

詳しくは、主税局ホームページをご覧ください。

項番	証明の種類	申請先事務所
1	納税証明（一般用）（自動車税以外）	全都税事務所、都税支所、支庁
2	納税証明（一般用）（自動車税）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所
3	滞納処分を受けたことのないことの証明	全都税事務所、都税支所、支庁
4	酒類製造販売の免許申請のための証明	全都税事務所、都税支所、支庁
5	自動車税納税証明（継続検査等用）	全都税事務所、都税支所、支庁、 都税総合事務センター及び自動車税事務所

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所（徴収管理班・納税証明担当）03-5420-1621（代表）

振替納税を利用しよう

昨年度に引き続き、平成30年度も

小規模非住宅用地の固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免対象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分

ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人が所有するものに限りします。

減免割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免手続 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、8月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしております。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。



【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)

しづや法人No.553
季節のクロスワードパズル●解答

解答 タイムマシン

タ	マ	テ	バ	コ	デ	コ
イ	ン	ク	シ	ユ	ン	ジ
ヨ	マ	ビ	ジ	コ	ウ	キ
ウ	マ	コ	ウ	コ	ウ	
ネ	ツ	ク	ラ	イ		
オ	ー	ヒ	ト	ム	カ	シ
メ	タ	ヨ	リ	ミ		
ガ	ツ	コ	ウ	サ	ン	ジ

◎当選者

しづや法人No.553の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございます。当選者は、下記の方々です。

(株)パラダイス・カフェ	白石 玲子様
(株)信友商事	関 正義様
(株)高木本社	宮川 幸一様
(有)アスタリスク	辻 龍様
(株)小寺商店	小寺 裕子様

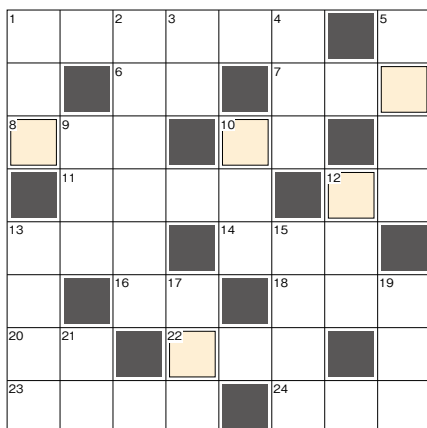
正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成30年8月31日(金)〈消印有効〉とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 キャンプでお泊り、骨と皮の家
- 2 ドンドンピーヒャラ〜聴けば心が勇みます
- 3 成田から、エッフェル塔がある都市へ
- 4 ウッドもあればアイアンも
- 5 “流し”でツルツル、召しませ涼感
- 9 逆から読んでも「〇〇〇はバハマかな」
- 10 誰も住んでいない家。肝試しにどう?
- 12 冷っ!こめかみキーンの〇〇〇キャンディ
- 13 空でガラガラ、肌を小麦色に
- 15 バーを跳び越す陸上競技
- 17 故郷の神社、やぐらを囲んで“盆〇〇〇”
- 19 魚が掛かった!巻き上げろ
- 21 幽霊さんはザンバラ

解答欄

ヨコのカギ

- 1 たとえばUSJや日光江戸村
- 6 あら、ヘミングウェイと同じ趣味
- 7 空暗転、降るやら鳴るやらピカるやら
- 8 トトロの定位置は、前後じゃなくココ
- 10 草むらでハエ?と思ったら刺されて痛!
- 11 鰻を甘辛ダレでジュージュー
- 12 宇治金時かき氷の、金時は何?
- 13 なぜか鍵屋じゃない、花火の掛け声
- 14 縁日にズラリ、移動式のお店
- 16 見たいなあ、クジラが吹くところ
- 18 「#」が一杯ね、その浴衣
- 20 自由に使える時間。英語でレジャー
- 22 水玉模様は別名〇〇〇柄
- 23 大洋を飛び回るカモメやアホウドリ
- 24 バーベキューでグビグビ…ヒゲに泡

AMI HALL

イベント会場・レッススタジオ・他

お問合せ TEL 03-3409-2101

E-mail : info@ami-hall.jp HP http://www.ami-hall.jp

会員
特典



公益社団法人 渋谷法人会

葬儀支援サービス

新たな会費や
制度加入手続きは
不要です。

家族葬、一般葬、社葬や宗教・宗派問わず、
各地域のしきたりに合わせたご葬儀のご相談承ります

※記載のサービス内容は、2018年4月現在のものです。状況により変更となる場合がございます。

ポイント
1

葬儀費用の負担を軽減

一般的な葬儀に欠かすことのできない品目やサービスを「基本セット」として
首都圏平均50万円相当のものを低廉な価格でご提供いたします。

■ ご提供される基本セットの内容

●祭壇



●お棺



桐上級棺

●寝台車



車庫から10kmまで

●内、外装飾用品

●お位牌(白木)

●枕飾り

●会葬礼状(100枚)

●ご遺影(白黒) など

※式場使用料、会葬返礼品や飲食・料理などの接待費、寺院関係費、火葬料等は基本セットに含まれておりませんので、別途費用がかかります。

※ 葬儀社や地域によって、基本セットの内容が異なる場合がございます。

● 対象者と基本セットご利用料金

※会員本人がご健在であれば何度でも使えます。

対 象 者 (ご葬儀の対象となる故人さま)	基本セットご利用料金
● 75歳未満の役員	無料
● 75歳以上の役員および役員のご家族*の方 ※家族とは「配偶者、子女、(役員及びその配偶者)の両親・祖父母」にあたります。	24万円 (税別)

「葬儀支援サービス」をご利用されますと、「渋谷法人会」の名札で生花または花環が1基提供されます。

ポイント
2

葬儀に関する不安を軽減

24時間365日、お電話1本で葬儀をご手配。

葬儀に関するお問合せや
事前相談だけでもOK!!

●全国儀式サービスコールセンター

24時間・365日対応



0120-421-493

携帯電話にご登録ください。

ご利用の際は事前に左記の電話番号へご連絡ください。
葬儀社とのお打合せ後のご連絡ではご利用になれません。

まず始めに、「渋谷法人会」とオペレーターにお伝えください。

提携葬儀社 暮らしの友

暮らしの友は首都圏を中心に30箇所の直営斎場を運営。
高い品質、お客様満足度も高く、おすすめしている提携葬儀社です。

暮らしの友互助会会員併用利用特典として葬儀費用総額から5万円を差し引きます。

暮らしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

“安心”全国ネットワーク

離れて暮らすご家族のご葬儀依頼も可能です。

加盟葬儀社 約500 斎場施設 2,700超

葬儀支援サービス制度の詳細や全国の加盟葬儀社・斎場検索は、全国儀式サービスのホームページをご覧ください。

全国儀式サービス

検索

制度の詳細閲覧にはパスワードが必要です。 ユーザー名: gishiki パスワード: shibuya_hou

制度運営 株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755